

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第6号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年11月29日 11時00分ごろ	
発生場所	山口県宇部市宇部港沖 宇部港第1号灯浮標から真方位305° 1.0海里付近 (概位 北緯33° 53.9′ 東経131° 11.5′)	
事故等調査の経過	平成24年1月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 油送船 第七太陽丸、99トン 134500、関門海運株式会社</p> <p>B 油送船 第十三関門丸、99トン 135454、関門海運株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、四級海技士（航海）（履歴限定）</p> <p>B 船長B、四級海技士（航海）（履歴限定）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷錨爪割損</p> <p>B 船尾外板小凹損、船尾部甲板小凹損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、油移送のため、宇部港沖で漂泊中のB船に向かった。</p> <p>A船は、船首を約000°（真方位、以下同じ。）に向けているB船の左舷側に接舷するため、針路約180° 速力約3ノットで接近中、平成23年11月29日11時00分ごろA船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、接近するA船との接舷作業のために漂泊して待機中、A船と衝突した。</p> <p>A船及びB船は、共に浸水及び油漏れ等の異常がなかったため、予定通り接舷して油移送作業を行ったのち、A船が宇部港に、B船が関門港に向かった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>A船は、C重油約200tを積載し、喫水が船首約2.0m、船尾約3.0mであった。</p> <p>B船は、A重油約250tを積載し、喫水が船首約2.0m、船尾約3.5mであった。</p> <p>A船及びB船は、接舷予定箇所に防舷物を準備していたが、衝突箇所には防舷物を準備していなかった。</p> <p>船長Aは、B船に接近する際の速力が大きかったと思った。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B なし
	船体・機関等の関与	A なし、B なし

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、宇部港沖において、漂泊中の B 船に接舷作業中、接近する際の速力が速かったことから、B 船の手前で停止できず、A 船の左舷船首と B 船の左舷船尾とが衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A 船が、宇部港沖において、漂泊中の B 船に接舷作業中、接近速力が速かったため、B 船の手前で停止できず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接舷作業に際しては、接近速力の制御を適切に行うこと。 	